

---

◎議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議の 2-1 をお聞き下さい。議案第 2 号白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 4 月 27 日提出。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。改正条例の内容につきましては、後ほど議案第 2 号説明資料でご説明いたします。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に、議の 2-2 をお聞きください。議案説明でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表でございます。第 19 条の改正内容につきましては、1 ページの議案第 2 5 号を説明資料によりご説明いたします。1 ページの説明をいたします。このたびの改正内容につきましては、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大でございます。国民健康保険税については、加入世帯の総所得に応じて 7 割、5 割、2 割の軽減を受けることができますが、今回の改正により、5 割と 2 割の軽減について軽減の基準所得額を引き上げることで、軽減世帯の拡大を図るものでございます。5 割軽減の拡充につきましては、被保険者 1 人につき加算額を 24 万 5,000 円から 26 万円に 1 万 5,000 円増額することにより軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。2 割軽減の拡充につきましては、被保険者 1 人につき、加算額を 45 万円から 47 万円に 2 万円増額することにより軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。以上のような内容により改正するものでございます。

次に、2 の対象世帯・影響額についてご説明いたします。改正後の対象世帯という保険税軽減の影響額につきましては、平成 26 年度当初時点でのデータをもとに推計したものでございますが合計で世帯数 104 世帯の増、影響額は 196 万円の増額となる見込みでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、3 の改正前と改正後を比較した軽減判定所得の計算で 2 例についてご説明させていただきます

ます。夫婦2人世帯での現行と改正後の軽減判定の計算例を記載しております。具体的な軽減判定の計算は記載のとおりでありますので詳細な説明は省略させていただきます。例1では夫婦2人世帯、世帯の総所得金額83万円で現行であれば2割軽減の対象が改正後では5割軽減の対象となるものでございます。例2では夫婦2人世帯、世帯の総所得金額125万円で現行では軽減対象外でしたが改正後には2割軽減の対象となるものでございます。以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。